

特定TV再送信サービス契約約款

平成28年11月1日

KDDI株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 特定TV再送信サービスの種類

- 第4条 特定TV再送信サービスの種類

第3章 特定TV再送信契約

- 第5条 契約の単位
- 第6条 特定TV再送信サービス用設備の設置
- 第7条 申込の方法
- 第8条 申込の承諾
- 第9条 権利の譲渡
- 第10条 特定TV再送信契約者が行う特定TV再送信契約の解除
- 第10条の2 特定TV再送信契約者が行う初期契約解除
- 第11条 破産等による特定TV再送信契約の解除
- 第12条 当社が行う特定TV再送信契約の解除
- 第13条 特定TV再送信契約者の地位の承継
- 第14条 特定TV再送信契約者の氏名等の変更
- 第15条 その他の提供条件

第4章 利用中止等

- 第16条 特定TV再送信サービスの利用中止
- 第17条 特定TV再送信サービスの利用停止

第5章 料金等

- 第1節 料金及び工事に関する費用
 - 第18条 料金及び工事に関する費用
- 第2節 料金等の支払義務
 - 第19条 設備利用料の支払義務
 - 第20条 工事費の支払義務
- 第3節 料金の計算方法等
 - 第21条 料金の計算方法等
- 第4節 割増金及び延滞利息
 - 第22条 割増金

第 23 条 延滞利息

第 6 章 保守

第 24 条 特定 T V 再送信契約者の切分責任

第 7 章 損害賠償

第 25 条 責任の制限

第 26 条 免責

第 8 章 特定 T V 再送信契約者情報の保護

第 27 条 特定 T V 再送信契約者個人情報の保護

第 9 章 雑則

第 28 条 承諾の限界

第 29 条 利用に係る特定 T V 再送信契約者の義務

第 30 条 特定 T V 再送信契約者からの特定 T V 再送信サービス用設備の設置場所の提供等

第 10 章 附帯サービス

第 31 条 附帯サービス

別記

料金表

通則

第 1 設備利用料

第 2 工事費

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この特定TV再送信サービス契約約款(以下「約款」といいます。)により、特定TV再送信サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

- 2 当社は、当社からの申出により提供条件を変更する場合であって、放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)第175条第8項第3号ロに該当しない変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款において使用する用語は、放送法(昭和25年法律第132号)及び放送法施行規則(以下、総じて「法」といいます。)において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 特定TV再送信サービス	有線役務利用放送設備により提供される当社の同時再送信サービスであって、当社と契約を締結した場合にのみ視聴できるもの
2 特定TV再送信契約	当社から特定TV再送信サービスの提供を受けるための契約
3 特定TV再送信契約者	当社と特定TV再送信契約を締結している者
4 特定TV再送信契約申込者	当社に特定TV再送信契約の申込みをする者
5 特定TV再送信サービス取扱所	特定TV再送信サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 特定TV再送信サービス用設備	特定TV再送信サービスの提供を行うために当社が設置する機械、器具、線路その他の設備
7 契約者設備	特定TV再送信サービスの提供を受けるために特定TV再送信契約者が設置する機械、器具、線路その他の設備
8 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
9 特定TV再送信接続回線	特定TV再送信サービス取扱所と特定TV再送信契約申込者が指定する場所との間に設置される設備
10 協定書	当社、東日本旅客鉄道株式会社及び当社が別に定めるテレビジョン共同受信施設組合が締結した「東北・上越新幹線テレビ電波受信障害に関する協定書」

11 組合員	協定書に規定する組合員
12 起算日	当社が特定TV再送信契約ごとに定める毎月の一定の日
13 料金月	1の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間
14 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 特定TV再送信サービスの種類

(特定TV再送信サービスの種類)

第4条 特定TV再送信サービスには、次の種類があります。

1 基本chサービス	当社が指定するチャンネルに限られるもの
2 追加chサービス	特定TV再送信契約者が選択するチャンネルによるもの

2 追加chサービスは、基本chサービスをご利用いただく場合に限り、ご利用いただけます。

第3章 特定TV再送信契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1の特定TV再送信接続回線ごとに1の特定TV再送信契約を締結します。この場合において、特定TV再送信契約者は、1の特定TV再送信契約につき1人に限ります。

(特定TV再送信サービス用設備の設置)

第6条 当社は、特定TV再送信契約者が指定した場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内の特定TV再送信契約者が指定した建物又は工作物において、特定TV再送信サービス用設備を設置します。

2 前項の地点は、特定TV再送信契約者との協議により当社が定めます。

(申込の方法)

第7条 特定TV再送信契約の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行う特定TV再送信サービス取扱所に通知していただきます。

(申込の承諾)

第8条 当社は、特定TV再送信契約の申込みがあったときは、その特定TV再送信サービスのサービス提供地域内で組合員から先に、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その特定TV再送信契約の申込みを承諾しないことがあります。

- 1) 申込みのあった特定TV再送信サービスを提供するために必要な設備を設置し、又は保守することが技術上の理由等により困難なとき。
- 2) 申込みのあった特定TV再送信サービスを提供するために必要な設備に余裕がないとき。
- 3) 特定TV再送信契約申込者が特定TV再送信サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 4) 特定TV再送信契約申込者が第17条（特定TV再送信サービスの利用停止）の規定により特定TV再送信サービスの利用停止をされている、又は当社が行う特定TV再送信契約の解除を受けたことがあるとき。
- 5) 特定TV再送信契約申込者が著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害するおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- 6) 特定TV再送信契約申込者がその申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があるとき。
- 7) 特定TV再送信契約申込者が特定TV再送信契約に違反するおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- 8) 特定TV再送信契約申込者が特定TV再送信サービスを法及び他の法令に反する

目的で利用し又は利用するおそれがあると認められるとき。

- 9) その他特定ＴＶ再送信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、特定ＴＶ再送信契約の申込を承諾したときは、特定ＴＶ再送信サービスの開通日を通知します。
- 4 当社は、組合員の確認のため、特定ＴＶ再送信契約申込者に対して本人確認（当社が別に定める本人を特定する事項の確認をいいます。）を行うことがあります。この場合においては、特定ＴＶ再送信契約申込者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により本人確認に応じてもらいます。

（権利の譲渡）

第9条 特定ＴＶ再送信契約者は、特定ＴＶ再送信契約上の権利、義務その他特定ＴＶ再送信契約上の地位の全部又は一部について譲渡、質入れ、賃貸その他の処分をすることはできません。

（特定ＴＶ再送信契約者が行う特定ＴＶ再送信契約の解除）

- 第10条 特定ＴＶ再送信契約者は、特定ＴＶ再送信契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行う特定ＴＶ再送信サービス取扱所に通知していただきます。
- 2 特定ＴＶ再送信契約の解除に伴い、料金表第2（工事費）に規定する特定ＴＶ再送信サービス用設備の撤去に関する工事の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行う特定ＴＶ再送信サービス取扱所に通知していただきます。
 - 3 特定ＴＶ再送信契約の解除に伴い、特定ＴＶ再送信契約者に関する土地、建物その他の工作物等の回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、特定ＴＶ再送信契約者が負担するものとします。

（特定ＴＶ再送信契約者等が行う初期契約解除）

第10条の2 特定ＴＶ再送信契約者等（新たに特定ＴＶ再送信契約（以下この条において「新規契約」といいます。）の申込みをする者又は特定ＴＶ再送信契約の内容の変更（以下この条において「変更契約」といいます。）を請求する特定ＴＶ再送信契約者をいいます。以下この条において同じとします。）は、放送法施行規則第175条の3第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約書面（対象契約（新規契約又は変更契約をいいます。以下この条において同じとします。）を締結したときに、放送法第150条の2第1項に基づき当社が特定ＴＶ再送信契約者等に交付した書面（同条第2項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を受領した日から起算して8日が経過するまでの間、当社に書面を発すること又は当社が別に定める方法により通知することにより、対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この場合において、特定ＴＶ再送信契約者等に、その書面の発送

等に要する費用を負担していただきます。

- 2 初期契約解除は、特定ＴＶ再送信契約者等が前項に既定する書面を発した日又は通知をした日に、その効力を生じます。
- 3 初期契約解除に関するその他の取扱いは、放送法第 150 条の 3、放送法施行規則及び総務省告示等の法令に定めるところによります。

(破産等による特定ＴＶ再送信契約の解除)

第 11 条 当社は、特定ＴＶ再送信契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその特定ＴＶ再送信契約を解除することがあります。

- 2 特定ＴＶ再送信契約の解除に伴い、料金表第 2（工事費）に規定する特定ＴＶ再送信サービス用設備の撤去に関する工事の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行う特定ＴＶ再送信サービス取扱所に通知していただきます。
- 3 特定ＴＶ再送信契約の解除に伴い、特定ＴＶ再送信契約者に関する土地、建物その他の工作物等の回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、特定ＴＶ再送信契約者が負担するものとします。

(当社が行う特定ＴＶ再送信契約の解除)

第 12 条 当社は、第 17 条（特定ＴＶ再送信サービスの利用停止）の規定により特定ＴＶ再送信サービスの利用停止をされた特定ＴＶ再送信契約者がなおその事実を解消しない場合は、その特定ＴＶ再送信契約を解除することがあります。

- 2 当社は、特定ＴＶ再送信契約者が第 17 条第 1 項各号または第 2 項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、特定ＴＶ再送信サービスの利用停止をしないでその特定ＴＶ再送信契約を解除することがあります。
- 3 前 2 項に定めるほか、次のいずれかに該当する場合、その特定ＴＶ再送信契約を解除することがあります。
 - 1) 特定ＴＶ再送信契約者が特定ＴＶ再送信サービスの提供に係る工事の遂行を妨げる行為を行ったと当社が認めたとき。
 - 2) 特定ＴＶ再送信契約者がその特定ＴＶ再送信契約の申込みにあたり提出した契約申込書に虚偽の内容又は不備があったとき。
 - 3) 特定ＴＶ再送信サービスを提供するために必要な設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 4) その他特定ＴＶ再送信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 当社は、前 3 項の規定により、その特定ＴＶ再送信契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを特定ＴＶ再送信契約者に通知します。
- 5 特定ＴＶ再送信契約の解除に伴い、料金表第 2（工事費）に規定する特定ＴＶ再送信

サービス用設備の撤去に関する工事の申込みをするときは、そのことを当社の指定する方法により契約事務を行う特定ＴＶ再送信サービス取扱所に通知していただきます。

- 6 特定ＴＶ再送信契約の解除に伴い、特定ＴＶ再送信契約者に関する土地、建物その他の工作物等の回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、特定ＴＶ再送信契約者が負担するものとします。
- 7 第１項から第３項に基づき契約を解除された者が再契約を希望する場合には、解除原因となった事実を解消しなければなりません。当社が、再契約を認めるときは、新たな特定ＴＶ再送信契約を締結するものとします。

（特定ＴＶ再送信契約者の地位の承継）

- 第 13 条 相続又は法人の合併若しくは分割により特定ＴＶ再送信契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う特定ＴＶ再送信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合において、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうちの１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

（特定ＴＶ再送信契約者の氏名等の変更）

- 第 14 条 特定ＴＶ再送信契約者は、その氏名、名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う特定ＴＶ再送信サービス取扱所に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにも関わらず特定ＴＶ再送信サービス取扱所に届出がないときは、第 12 条（当社が行う特定ＴＶ再送信契約の解除）及び第 17 条（特定ＴＶ再送信サービスの利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
- 2 当社は、前項の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

（その他の提供条件）

- 第 15 条 当社が提供する特定ＴＶ再送信契約に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第4章 利用中止等

(特定TV再送信サービスの利用中止)

第16条 当社は、当社の設置する特定TV再送信サービス用設備の維持管理のため、特定TV再送信サービスの利用を中止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により特定TV再送信サービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを特定TV再送信契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(特定TV再送信サービスの利用停止)

第17条 当社は、特定TV再送信契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（その特定TV再送信サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった特定TV再送信サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務（当社の契約約款及び料金表の規定により支払いを要することとなった電気通信サービス等に係る料金（当社が特定TV再送信サービスに係る料金と料金月単位で一括して請求するものに限りません。）を含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その特定TV再送信サービスの利用を停止することがあります。

- 1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - 2) 第29条（利用に係る特定TV再送信契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - 3) 特定TV再送信契約者が特定TV再送信サービスを法及び他の法令に反する目的で利用し又は利用するおそれがあると当社が判断したとき。
 - 4) 前各号のほか、この約款及び料金表の規定に反する行為であって、特定TV再送信サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の設置する特定TV再送信サービス用設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、当社のFTTHサービス契約約款に規定する利用契約（タイプI（カテゴリー一Ⅲに係るものに限りません。）に係るものに限りません。）を締結している特定TV再送信契約者が、その利用契約において、当社のFTTHサービス契約約款の規定により利用停止となった場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間、その特定TV再送信サービスの利用を停止することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により特定TV再送信サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間を利用契約者に通知します。

第5章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第18条 当社が提供する特定TV再送信サービスに係る料金は、設備利用料（料金表第1（設備利用料）に定める料金をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供する特定TV再送信サービスに係る工事に関する費用は、工事費（料金表第2（工事費）に定める費用をいいます。以下同じとします。）とし、料金表に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(設備利用料の支払義務)

第19条 特定TV再送信契約者は、その特定TV再送信契約に基づいて当社が特定TV再送信サービスの提供を開始した日の属する料金月の翌料金月の初日から起算してその特定TV再送信サービスの解除があった日の属する料金月の末日までの期間（料金月の初日に提供を開始したときは提供を開始した日の属する料金月の初日から起算して解除のあった日の属する料金月の末日までの期間、提供を開始した日の属する料金月と廃止があった日の属する料金月が同一の料金月である場合は、提供を開始した日の属する料金月の初日から末日までの期間）について、当社が提供する特定TV再送信サービスの態様に応じて、設備利用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等により特定TV再送信サービスを利用することができない状態が生じたときの設備利用料の支払いは、次によります。

1) 利用停止があったときは、特定TV再送信契約者は、その期間中の設備利用料の支払いを要します。

2) 前号の規定によるほか、特定TV再送信契約者は、次の場合を除いて、特定TV再送信サービスを利用できなかった期間中の設備利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 特定TV再送信契約者の責めによらない理由により、特定TV再送信サービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する設備利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、その特定TV再送信サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する設備利用料

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第 20 条 特定TV再送信契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。この場合において、支払いを要する工事費の額は、当社が別に定める工事費の額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、工事の着手前にその特定TV再送信契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 特定TV再送信契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第 21 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第 4 節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 22 条 特定TV再送信契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 23 条 特定TV再送信契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年 14.5 %の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第6章 保守

(特定TV再送信契約者の切分責任)

- 第24条 特定TV再送信契約者は、契約者設備が特定TV再送信接続回線に接続されている場合であって、特定TV再送信サービスを利用することができなくなったときは、その契約者設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、特定TV再送信契約者から要請があったときは、当社は、特定TV再送信サービス取扱所において試験を行い、その結果を特定TV再送信契約者にお知らせします。
 - 3 当社は、前項の試験により、特定TV再送信契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が契約者設備にあったときは、特定TV再送信契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第7章 損害賠償

(責任の制限)

第25条 当社は、特定TV再送信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったときは、その特定TV再送信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該特定TV再送信契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、特定TV再送信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該特定TV再送信サービスに係る設備利用料の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社は、特定TV再送信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(免責)

第26条 当社は、当社の設置する特定TV再送信サービス用設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、特定TV再送信契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により、契約者設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造又は変更に要する費用については負担しません。

3 当社は、天災、事変その他の非常事態に際してサービスの提供の中止を余儀なくされた場合又は特定TV再送信サービスにおける放送内容の全部又は一部に劣化が生じた場合において、サービスの中止又は劣化により特定TV再送信契約者に損害を与えたときであっても、その損害を賠償しません。

4 当社は、落雷等当社の責に帰さない事由により契約者設備が損傷した場合には、その損害を賠償しません。

第8章 特定TV再送信契約者情報の保護

(特定TV再送信契約者個人情報の保護)

第27条 当社は、特定TV再送信サービス契約者に係る氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の特定TV再送信サービス又は当社若しくは協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、特定TV再送信サービス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第28条 当社は、特定TV再送信契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした特定TV再送信契約者に通知します。

(利用に係る特定TV再送信契約者の義務)

第29条 特定TV再送信契約者は、次のことを守っていただきます。

- 1) 当社が特定TV再送信契約に基づき設置した特定TV再送信サービス用設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は契約者設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - 2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が特定TV再送信契約に基づき設置した特定TV再送信サービス用設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - 3) 当社が特定TV再送信契約に基づき設置した特定TV再送信サービス用設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - 4) TV番組内容の複製頒布等の著作権その他の知的財産権、その他当社の権利を侵害しないこと。
 - 5) 当社の提供する特定TV再送信サービスを第三者に対して視聴させることを目的として当社の許可なく使用しないこと。
 - 6) 当社から提供を受けている特定TV再送信サービス用設備を他人に賃貸、質入れ又は譲渡その他の処分を行わないこと。
 - 7) 特定TV再送信サービスを用いて法及び他の法令に違反する行為を行わないこと。
- 2 特定TV再送信契約者が前項に違反して当社に損害を与えた場合においては、当社は、特定TV再送信契約者に対し損害の賠償を請求することがあります。
- 3 特定TV再送信契約者は、第1項の規定に違反してその特定TV再送信サービス用設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(特定TV再送信契約者からの特定TV再送信サービス用設備の設置場所の提供等)

第30条 特定TV再送信サービス用設備を設置する構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が特定TV再送信サービス用設備を設置するために必要な場所は、その特定TV再送信契約者（その特定TV再送信契約者が当該場所に係る地主、家主その他利害関係者から当該場所の提供につき、承諾を得ている場合には、当該

地主、家主その他利害関係者を含みます。)から提供していただきます。

- 2 当社が特定TV再送信契約に基づいて設置する特定TV再送信サービス用設備に必要な電気は、特定TV再送信契約者(その特定TV再送信契約者が当該特定TV再送信サービス用設備を設置する場所に係る地主、家主その他利害関係者から電気の提供につき、承諾を得ている場合には、当該地主、家主その他利害関係者を含みます。)から提供していただきます。
- 3 特定TV再送信契約者は、特定TV再送信サービス用設備を設置する構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の特定TV再送信サービス用設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 4 特定TV再送信契約者は、当社が特定TV再送信サービス用設備の設置、検査、修理若しくは撤去、特定TV再送信サービスの利用停止又は特定TV再送信契約の解除等を行うため、当社が特定TV再送信サービス用設備を設置する構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内(既に特定TV再送信サービス用設備が設置された構内又は建物内を含みます。)に立ち入ることを了解いただきます。なお、当該立ち入りに際し地主、家主その他利害関係者があるときには、特定TV再送信契約者は予め必要な承諾を得ておくものとします。

第 10 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 31 条 特定 TV 再送信サービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記に定めるところによります。

別記

1 払込取扱票の発行等

- 1) 当社は、特定TV再送信サービスに係る料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、特定TV再送信サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定する特定TV再送信サービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。
- 2) 特定TV再送信契約者は、1)の規定に該当することとなったときは、料金表第3（附帯サービスに関する料金等）に規定する払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。

2 窓口払込みの取り扱い等

- 1) 当社は、特定TV再送信契約者から請求があったときは、当社が指定する特定TV再送信サービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票及び書面請求書（当社のWEBで請求書ご利用規約に定める書面による請求書をいいます。）の発行並びにその他必要な取り扱いを行います。
- 2) 特定TV再送信契約者は、1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3（附帯サービスに関する料金等）に規定する窓口取扱等手数料の支払いを要します。
- 3) 2)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、窓口取扱等手数料の支払いを要しません。この場合において、特定TV再送信契約者は、窓口取扱等手数料に代えて払込取扱票発行等手数料の支払いを要します。
 - ア その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。
 - イ その他当社が別に定める条件に該当するとき。

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、月額料金（設備利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）は、料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、月額料金については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金その他の計算については、税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）により行います。

(月額料金の日割)

- 5 月額料金の日割は、次のとおりとします。
当社は、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - 1) 第 19 条（設備利用料の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
 - 2) 起算日の変更があったとき。
- 6 5 の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第 19 条（設備利用料の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 8 特定 TV 再送信契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(少額料金の翌月払い)

- 10 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が当社が別に定める額に満たない場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

11 当社は、10 の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、特定ＴＶ再送信契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

12 当社は、料金又は工事に関する費用について、特定ＴＶ再送信契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

13 第 19 条（設備利用料の支払義務）から第 20 条（工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この約款に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(ＫＤＤＩまとめて請求に係る取扱い)

14 当社の「ＫＤＤＩまとめて請求」に係る取扱い規約（以下「ＫＤＤＩまとめて請求規約」といいます。）に定める「ＫＤＤＩまとめて請求」（以下「ＫＤＤＩまとめて請求」といいます。）が適用されている場合は、この約款の規定にかかわらず、ＫＤＤＩまとめて請求規約が適用されます。

(料金等の請求)

15 特定ＴＶ再送信サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又はＫＤＤＩまとめて請求規約のほか、当社が別に定めるところによります。

(料金等の臨時減免)

16 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款又は料金表の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の特定ＴＶ再送信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1 設備利用料

1 適用

設備利用料の適用については、第19条（設備利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区分	内容				
1) 設備利用料の適用	当社は、特定TV再送信サービスについて、次の利用種別により設備利用料を適用します。				
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">基本chサービスに係る設備利用料</td> <td style="width: 50%;">基本chサービスの視聴に必要な特定TV再送信サービス用設備の利用料</td> </tr> <tr> <td>追加chサービスに係る設備利用料</td> <td>追加chサービスの視聴に必要な特定TV再送信サービス用設備の利用料</td> </tr> </table>	基本chサービスに係る設備利用料	基本chサービスの視聴に必要な特定TV再送信サービス用設備の利用料	追加chサービスに係る設備利用料	追加chサービスの視聴に必要な特定TV再送信サービス用設備の利用料
	基本chサービスに係る設備利用料	基本chサービスの視聴に必要な特定TV再送信サービス用設備の利用料			
追加chサービスに係る設備利用料	追加chサービスの視聴に必要な特定TV再送信サービス用設備の利用料				
2) F T T Hサービスとの重複契約に係る設備利用料の減額	特定TV再送信契約者が、当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T Hサービス（タイプI（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）又は当社の有料放送役務契約約款に定めるTVサービス（タイプI（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものに限ります。）の提供を受けている場合（その料金月の末日にF T T Hサービス又はTVサービスの提供の開始があった場合を除きます。）、そのF T T Hサービス又はTVサービスに係るF T T H接続回線（F T T Hサービス契約約款又は有料放送役務契約約款に定めるものをいいます。）と共有している特定TV再送信接続回線について、2（料金額）の規定にかかわらず、基本chサービスに係る設備利用料の支払いを要しません。				

2 料金額

1 特定TV再送信契約ごとに月額

区 分	料金額
	税 抜 額
基本chサービスに係る設備利用料	800 円
追加chサービスに係る設備利用料	800 円

第2 工事費

1 適用

工事費の適用については、第20条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
1) 基本工事に関する工事費の適用	特定TV再送信契約申込者からの請求により、当社が特定TV再送信サービスを新たに提供する工事に適用します。
2) 利用種別の変更に関する工事費の適用	特定TV再送信契約者からの請求により、特定TV再送信サービスの種類の変更に伴い特定TV再送信サービス用設備の利用種別を変更する工事に適用します。
3) 修理に関する工事費の適用	特定TV再送信契約者の責めに帰すべき理由により、特定TV再送信サービス用設備が故障した場合において、その修理に要する工事に適用します。
4) 移設に関する工事費の適用	特定TV再送信契約者からの請求により、特定TV再送信サービス用設備を移設（特定TV再送信サービス用設備を設置する同一構内で移転する場合をいいます。）する工事に適用します。
5) 撤去に関する工事費の適用	特定TV再送信契約者からの請求（第10条から第12条の規定により契約を解除した後に行われる請求を含みます。）により、特定TV再送信サービス用設備を撤去する工事に適用します。
6) 割増工事費の適用	特定TV再送信契約者からの請求により、当社の工事（基本工事に限ります。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行った場合は、1の工事ごとに税抜額3,000円を加算して適用します。 この場合において、基本chサービス及び追加chサービスに係る基本工事を同時に行った場合は、1の工事とみなして取り扱います。

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
		税抜額
ア 基本工事に関する工事	1 特定TV再送信契約ごとに	12,000円
イ 利用種別の変更に関する工事	1の工事ごとに	6,000円
ウ 修理に関する工事	1の工事ごとに	6,000円
エ 移設に関する工事	1の工事ごとに	12,000円
オ 撤去に関する工事	1の工事ごとに	6,000円

第3 附帯サービスに関する料金等

1 払込取扱票の発行等手数料

1) 適用

払込取扱票の発行等手数料の適用については、別記1（払込取扱票の発行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

払込取扱票の発行等手数料の適用	
払込取扱票の発行等手数料の適用	特定TV再送信契約者は、その特定TV再送信接続回線について、以下のいずれかに該当する場合、2)（料金額）の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。 （1） その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であるとき。 （2） その他当社が別に定める条件に該当するとき。

2) 料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 （窓口支払手数料）	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100 円

2 窓口取扱等手数料

1) 料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300 円

附則（KDDIC事企第52号）

（実施期日）

1 この約款は、平成19年11月12日から実施します。

（経過措置）

- 2 組合員のうち、現に地上デジタルテレビ放送のテレビ電波受信障害があると東日本旅客鉄道株式会社に判定された協定書に規定する先住者（以下「組合員1」といいます。）が、特定TV再送信サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日から平成38年7月31日までの間、組合員1を除く組合員（以下「組合員2」といいます。）が特定TV再送信サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、当社がその提供を開始した日から平成23年7月31日までの間における料金表第1（設備利用料）に規定する設備利用料（基本chサービスに係る設備利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。
- 3 特定TV再送信サービスを利用する組合員が特定TV再送信サービスの解除と同時に協定書に規定する組合員でなくなった場合において、その解除が組合員1は平成38年7月31日までの間、組合員2は平成23年7月31日までの間である場合、料金表第2（工事費）3）に規定する撤去に関する工事費については、その支払を要しません。
- 4 組合員1が平成38年7月31日までの間において特定TV再送信サービスの申込みをし、その承諾を受けたとき、組合員2が平成23年7月31日までの間において特定TV再送信サービスの申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第2（工事費）に規定する基本工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。ただし、この取扱いは、1の組合員につき1回の申込みに限ります。
- 5 前3項の規定に関し、組合員1が一旦特定TV再送信契約を解除し、再び特定TV再送信サービスの申込みをし、その承諾を受けたときにおいて、その特定TV再送信サービス用設備の設置場所が先の特定TV再送信契約における設置場所と同一でないときは、そのとき以降当社は組合員1を組合員2とみなして取り扱います。

附則（KDDIC事企第175号）

（経過措置）

1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成19年11月12日から平成21年9月30日までの間において、組合員が特定TV再送信契約の申込をし、その承諾を受けたときは、当社がその特定再送信サービスの提供を開始した日の属する料金月から起算し、12料金月の間、その特定TV再送信契約に係る料金表第1（設備利用料）に規定する設備利用料（追加chサービスに係る設備利用料に限ります。）の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱

いについては、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企第 59 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 22 年 3 月 31 日までの間において、組合員が特定 TV 再送信契約の申込をし、その承諾を受けたときは、当社がその特定再送信サービスの提供を開始した日の属する料金月から起算し、12 料金月の間、その特定 TV 再送信契約に係る料金表第 1（設備利用料）に規定する設備利用料（追加 ch サービスに係る設備利用料に限ります。）の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企第 129 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、組合員が特定 TV 再送信契約の申込をし、その承諾を受けたときは、当社がその特定再送信サービスの提供を開始した日の属する料金月から起算し、12 料金月の間、その特定 TV 再送信契約に係る料金表第 1（設備利用料）に規定する設備利用料（追加 ch サービスに係る設備利用料に限ります。）の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（KDDIC 営企第 166 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成 23 年 7 月 31 日までの間において、特定 TV 再送信契約の申込をし、その承諾を受けた者（組合員を除きます。）は、料金表第 2（工事費）に規定する基本工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。

ただし、この取扱いは、1の申込者につき1回の申込みに限ります。

- 3 この改正規定実施の日以降、特定TV再送信サービスの申込みをし、その承諾を受けた者（組合員を除きます。）は、当社がその特定TV再送信サービスの提供を開始した日から平成23年7月31日までの間、料金表第1（設備利用料）に規定する設備利用料（基本chサービスに係る設備利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 4 この改正規定実施の日から平成23年7月31日までの間において、特定TV再送信契約の申込をし、その承諾を受けた者（組合員を除きます。）は、当社がその特定再送信サービスの提供を開始した日の属する料金月から起算し、12料金月の間、その特定TV再送信契約に係る料金表第1（設備利用料）に規定する設備利用料（追加chサービスに係る設備利用料に限ります。）の支払いを要しません。
- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 6 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（KDDIC営企第200号）

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附則（KDDIC営企第279号、第293号）

この改正規定は、平成23年4月1日から実施します。

附則（KDDI次ビジ戦第43号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、特定TV再送信契約の申込みをし、その承諾を受けた者（組合員1を除きます。）は、料金表第2（工事費）に規定する基本工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施の日以降、特定TV再送信契約の申込みをし、その承諾を受けた者（組合員1を除きます。）は、当社がその特定TV再送信サービスの提供を開始した日から平成24年3月31日までの間、料金表第1（設備利用料）に規定する設備利用料（基本chサービスに係る設備利用料に限ります。）について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 4 特定TV再送信契約者（組合員2に限ります。）は、この改正規定実施の日から平成24年3月31日までの間において、特定TV再送信契約を解除すると同時に協定書に規定する組合員でなくなった場合、料金表第2（工事費）3）に規定する撤去に関する工

事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払を要しません。

- 5 この附則第2項から第4項までの取扱いについては、その特定TV再送信サービス用設備（特定TV再送信契約者が指定した場所に設置するものをいいます。）の設置場所が岩手県、宮城県及び福島県の区域内である場合に限り、適用します。

附則（KDDI次ビジ戦第253号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった特定TV再送信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第16号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

（払込取扱票の発行等に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いを選択している場合、この改正規定実施の日において、別記1の1)に定める請求があったものとみなして取り扱います。

附則（KDDICマ第216号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった特定TV再送信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第237号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった特定TV再送信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第344号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成27年1月31日までの間において、特定TV再送信契約の申込みをし、その承諾を受けた者（組合員1を除きます。）は、料金表第2（工事費）に規定する基本工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった特定TV再送信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第403号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成27年3月31日までの間において、特定TV再送信契約の申込みをし、その承諾を受けた者（組合員1を除きます。）は、料金表第2（工事費）に規定する基本工事に関する工事費について、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった特定TV再送信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第574号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成27年11月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった特定TV再送信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（KDDICマ第672号）

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附則（KDDICマ第737号）

この改正規定は、平成28年11月1日から実施します。